

|   |  |              |
|---|--|--------------|
| 受理官庁<br>E E   | エストニア特許庁   | 附属書 C<br>E E |
| 右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁  | エストニア  |              |
| 国際出願の作成に用いることができる言語   | 英語又はドイツ語   |              |
| 配列表における言語依存フリーテキスト<br>のために認められる言語                           | 国際出願と同一の言語（英語又はドイツ語）   |              |
| 願書の提出に用いることができる言語   | 英語又はドイツ語   |              |
| 紙形式について受理官庁が要求する部数  | 3  |              |
| 受理官庁は電子形式による国際出願を<br>認めるか？ <sup>1, 2, 3</sup>               | 認める。受理官庁はe P C T出願による電子出願を認める。   |              |
| 受理官庁は変換前の書類の提出を認め<br>るか、認める場合にはいずれの形式か<br>（P C T実施細則第706号）？ | すべての形式を認める   |              |
| 受理官庁は引用による補充を認めるか<br>（P C T規則20.6）？                         | 認める  |              |
| 受理官庁は非公式ベースでカラー図面の<br>提出を認め、それを国際事務局に送付す<br>るか？             | カラー図面は認められない。陰影付の表現図の使用は、その表現図の良好な理解を支援し、過度に大規模でなく判読可能なものであれば認められる。写真は白黒での提出が要求され、原則として画像資料を補完する目的に限定される。写真は高品質での複写を可能とする程度まで判別できる品質の、十分なコントラストを有する写真が要求される。 |              |
| 受理官庁は優先権の回復請求を認めるか<br>（P C T規則26の2.3）？                      | 認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。   |              |
| 管轄国際調査機関  | 欧州特許庁  |              |
| 管轄国際予備審査機関  | 欧州特許庁  |              |

[次頁に続く]

- 1 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 2 国際出願に明細書と別個の部分として配列表が含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちW I P O標準S T. 26XMLフォーマットに準拠したものを提出しなければならない。このフォーマットで配列表を提出すれば追加手数料は不要である。
- 3 関連する受理官庁の通告については、2015年4月30日付公示（P C T公報）71頁以降、及び2022年9月22日付公示（P C T公報）255頁参照。

| E E                                       | エストニア特許庁 (続き)                                    | E E |
|---|--|-----|
| 受理官庁に支払うべき手数料                             | 通貨：ユーロ (EUR)                                     |     |
| 送付手数料                                     | EUR 120  |     |
| 国際出願手数料 <sup>4</sup>                      | EUR 1,417  |     |
| 30枚を超える1枚ごとの手数料 <sup>4</sup>              | EUR 16   |     |
| 減額 (手数料表第4項に基づく) :                        |  |     |
| 電子出願<br>(文字コード形式による願書)                    | EUR 213  |     |
| 電子出願<br>(文字コード形式による願書,<br>明細書, 請求の範囲及び要約) | EUR 320  |     |
| 調査手数料                                     | 附属書D (EP) 参照                                     |     |
| 優先権書類の手数料<br>(PCT規則17.1(b))               | EUR 16   |     |
| 優先権回復請求手数料<br>(PCT規則26の2.3(d))            | なし   |     |
| 受理官庁は代理人を要求するか?                           | 不要, 出願人がエストニアに居住している場合<br>要, 出願人がエストニアの非居住者である場合 |     |
| 誰が代理人として行為できるか?                           | エストニアに居住しているエストニアの登録弁理士                          |     |
| 委任状の提出要件の放棄                               |  |     |
| 受理官庁は, 別個の委任状を提出する<br>要件を放棄しているか?         | 受理官庁に問合せされたい                                     |     |
| 受理官庁は, 包括委任状の写しを提出<br>する要件を放棄しているか?       | 受理官庁に問合せされたい                                     |     |

4 この手数料は, 一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。